

とっとり 県議会だより

編集・発行…鳥取県議会

県議会広報紙…年4回発行 平成25年6月1日発行

平成25年2月定例会

No.004

Feb.

2月
議会

📌 主な記事 Contents

代表質問	2p
一般質問	3~5p
議決結果	6~7p
委員会活動ほか	8p



3月22日 本会議の採決風景

2月定例会の概要

2月定例会は2月21日、30日間の会期で開会した。代表質問は鳥取県議会自由民主党と会派「絆」が、一般質問は26名の議員が登壇。県政の諸課題について知事や教育委員長らと活発な議論を展開した。

知事提出議案は総額3,305億円の平成25年度鳥取県一般会計予算案、県民参画基本条例案、収用委員会委員と男女共同参画推進員の人事案件など82議案。保育専門学院廃止に伴う措置として設けられた奨学金の返済免除に関する条例改正案を、適用範囲を広げるよう修正して可決したほか、予算案は土地改良区の不適正経理再発防止策を求める意見を付して可決。県民参画基本条例案は都道府県で初めて常設型住民投票制度を導入するものだけに、本会議や常任委員会でも熱した議論が展開された後、賛成多数で可決するなどした結果、81議案を原案通り可決・同意した。

議員提出議案は県議会委員会条例の一部改正案、旧鳥取高等農業学校校舎の保存を求める決議、T P P交渉参加に関する意見書など9議案。県議会議員の政治倫理条例案は議会改革推進会議で半年間の議論を経て成案を得たもので賛成多数で可決するなど全議案を原案通り可決し、3月22日閉会した。

政治倫理条例を制定 団体役員への就任自粛

県から財政的援助を受ける法人への役員就任の自粛努力を規定した「県議会議員の政治倫理に関する条例案」を議員提案し、賛成多数で可決した。議員が役員を務める社会福祉法人で、不正な財務処理が行われるなどの事案が相次いで発生し、多くの県民から批判を受けたため、自らの行動を厳しく律して職責を全うしようと制定した。

昨年7月に制定した県議会基本条例の第12条で、政治倫理に関して別に定めるとしたことから、議会改革推進会議で昨年8月から12回に及び協議、検討を重ね、パブリックコメントを経て、成案を得た。

内容は議員が守るべき行為規範として、議員の品位を著しく損なう行為や自己の利益等や県職員等の職務執行の妨害のために、自らの地位による影響力を不当に及ぼす行為の禁止など9項目を規定。議員及び議員経験者に進んで説明責任を果たすことも義務付けた。行為規範違反の疑いが発覚すれば、議員定数の3分の1以上かつ2会派の議員の連署で、県議会政治倫理審査会の設置を提案できる制度も新設した。適正手続に配慮しつつ審議し、議員辞職の勧告、一定期間の出席自粛などを議長に求めるもので、行為規範遵守への担保とした。